

# エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業における エコポイント交換商品等に係る募集(第2次)について

平成21年7月6日

環境省・経済産業省・総務省  
グリーン家電エコポイント事務局

## 1. 趣旨

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」は、①CO<sub>2</sub>の削減、②経済の活性化、③地上デジタル放送対応テレビへの切り替えの加速に向けて、省エネ効果の高い家電(統一省エネラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ)の購入に対して、エコポイントを取得できるようにし、様々な商品等に交換できるようにする事業です。

本年6月1日に実施した第1次募集に引き続き、エコポイントの交換商品及びその提供事業者について第2次の募集を行うこととしました。

なお、交換商品等の募集については、今回の募集後も定期的に行う予定です。

## 2. エコポイントとの交換についての基本的考え方

商品券及び商品等との交換に当たり必要なエコポイント数は、エコポイント交換商品を提供しようとする事業者(以下「提供事業者」という。)が設定することとします。ただし、別途、エコポイントに関するシステムの運用等を行うグリーン家電エコポイント事務局(以下「事務局」という。)と調整が必要となることがあります。

提供事業者は、交換する商品の送付等に当たり必要な配送料・手数料を含めて、商品ごとに固定のエコポイント数を設定(1点=1円相当)してください。

## 3. 募集の内容

### I. 商品券等(商品券・プリペイドカード)

「一般型商品券等」及び「地域・中小企業型商品券等」について、以下の各々の募集要件を満たすものを募集します。応募は申請書式A(「一般型商品券」の場合)又は申請書式B(「地域・中小企業型商品券等」の場合)により行ってください。

(注) 商品券等との交換に当たり、必要なエコポイント数を商品券等の額面と同額(例:1万点/額面1万円)とするか、プレミアム分を含めた額面(例:1万点/額面1万1千円)とするか等は、各提供事業者の判断に委ねます。

## (1)一般型商品券等

### <募集要件>

- ① 提供事業者が前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第92号。以下「前払式証票法」という。)第6条の登録を受けて発行する、同法第2条第5項に規定する第三者発行型前払式証票であること。

(注1) 第三者発行型前払式証票であれば、必ずしも全国で使用可能である必要はありません。

(注2) 環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る次の商品券等も対象となります。

  - ア 乗車券・乗船券(ただし、入場券や宿泊券等とセットになっているものは含みません。)
  - イ 前払式証票法第2条第4項に規定する自家発行型前払式証票

(注3) 射幸心を煽るまたは青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

(注4) 対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。
- ② エコポイントと交換する商品券等の額面100円当たり0.1円以上の環境保全活動への寄附(カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るものを含む。以下「環境寄附」という。)を行うこと。

(注1) 環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る商品券等に関しては、環境寄附を要件としません。

(注2) 環境寄附の割合及び寄附先は、公表するものとします。

(注3) 環境寄附の寄附先については、別紙1の基準を満たした上で、(i)商品券等の提供主体が自ら指定する方法、又は(ii)事務局に委ねる方法のいずれかから選択することができます。

(注4) カーボン・オフセット:市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の何らかの行動に伴い排出されるCO<sub>2</sub>を、他の場所でのCO<sub>2</sub>削減の取組でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

(注5) 環境負荷が高い商品・サービスに係る商品券等に関しては、高い水準の環境寄附を求める等の環境保全への貢献が求められる場合があります。
- ③ 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ④ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。

(注) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。
- ⑤ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力を行うこと。
- ⑥ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成24年3月31日までとすること。

## <記載事項【申請書式A】>

- ① 事業者名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 商品券等の名称、仕組みの概要、年間の発行枚数・発行額有効期限等
- ③ 交換商品として採択された際の全交換商品リスト案(交換券面額、交換エコポイント点数)
- ④ 環境寄附の想定率(額)
- ⑤ 環境寄附の対象(自ら指定する場合)
- ⑥ 交換商品となった場合の商品券等の提供方法(配送等)
- ⑦ 業務委託の概要(業務委託を行う場合のみ)
- ⑧ 実行可能な本事業への協力事項(告知活動など)

## <添付書類【全項目必須】>

- ① 商品券等に関する概要資料(パンフレット等)
- ② 前払式証票法第6条の登録(変更届出を含む)にあたり財務局へ提出した登録申請書類(変更届出を行っている場合には、変更を反映した後の書類)の写し  
(注1)少なくとも「前払式証票の名称、発行価格及び証票金額等」、「証票発行に係る約款又はそれに代わる書面」、「発行、資金決済の概要図」、「前払式証票の見本又はその券面及び裏面の写し」にかかる書面が含まれていること。  
(注2) 募集要件①(注2)の場合には、「商品券等の発行に係る約款又はそれに代わる書面」、「商品券等の発行及び資金決済の概要図」及び「商品券等の見本又はその券面及び裏面の写し」を提出してください。
- ③ 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー等)

## (2) 地域・中小企業型商品券等

### < 募集要件 >

- ① 提供事業者が、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合(それらの連合会を含む。)若しくはこれらに類する者(法人格のない団体を含む)又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たす商品券等であること。

ア 前払式証票法第6条の登録を受けて発行する、同法第2条第5項に規定する第三者発行型前払式証票であること。

イ 発行者以外の第3者に対しても使用することができる商品券等(アに該当するものを除く。)であって、提供事業者が国または地方公共団体から商品券等の発行について資金面の支援を受けているか、国または地方公共団体からの推薦を得ていることにより、当該商品券等の安定的な供給の確保が図られていると認められるものであること。

(注1) 対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

(注2) 射幸心を煽るまたは青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

(注3) 環境負荷が高い商品・サービスに係る商品券等に関しては、高い水準の環境寄付を求める等の環境保全への貢献が求められる場合があります。

- ② 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の在庫管理、受注情報・送付先・残数の管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

- ③ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。

(注) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。

- ④ 商品券等の提供を停止する場合には、原則として相当期間前に事務局に申告するとともに、当該商品券等の利用可能地域において、提供停止に係る周知を行うこと。

(注) プレミアム付き地域商品券など使用期間や発行額が限定される商品券等については、エコポイントとの交換が確定した後、実際の受け渡しまでに失効又は品切れとなって消費者(購入者)の利益が損なわれることのないよう、短期失効又は品切れの可能性がある場合には、その旨をあらかじめエコポイント事務局及び消費者に対して適切に情報提供することが求められます。

- ⑤ インターネットを利用可能なパソコン環境を用意するなど、事務局とのエコポイント交換業務に際し、別紙2に記載の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

## <記載事項【申請書式B】>

- ① 団体名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 商品券等の名称、仕組みの概要、年間の発行枚数・発行額、有効期限等
- ③ 交換商品として採択された際の全交換商品リスト案(交換券面額、交換エコポイント点数)
- ④ 交換商品となった場合の商品券等の提供方法(配送、窓口渡し等)
- ⑤ 業務委託の概要(業務委託を行う場合のみ)
- ⑥ 実行可能な本事業への協力事項(告知活動など)

## <添付書類【全項目必須】>

- ① 商品券等に関する概要(パンフレット等)
- ② 次のいずれかの書類(募集要件①イに該当する場合に限る)
  - ア 国又は地方公共団体から商品券等の発行について資金面の支援を受けていることを証明する書類(交付決定書等交付主体、助成金名等の分かる書類)
  - イ 国又は地方公共団体からの推薦書(別添様式例を参照)
- ③ 前払式証票法第6条の登録(変更届出を含む)にあたり財務局へ提出した登録申請書類(変更届出を行っている場合には、変更を反映した後の書類)の写し  
(注1) 少なくとも「前払式証票の名称、発行価格及び証票金額等」、「証票発行に係る約款又はそれに代わる書面」、「発行、資金決済の概要図」、「前払式証票の見本又はその券面及び裏面の写し」にかかる書面が含まれていること。  
(注2) 募集要件①イの場合には、「商品券等の発行に係る約款又はそれに代わる書面」、「商品券等の発行及び資金決済の概要図」及び「商品券等の見本又はその券面及び裏面の写し」を提出してください。
- ④ 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー等)

## II.地域産品提供事業者

地域産品を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。応募は、申請書式C（「全国型の地域産品」の場合）又は申請書式D（「各都道府県の地域産品」の場合）により行ってください。

### <募集要件>

① 交換商品は、すべて地域産品であること。

（注）地域産品：地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物、加工食品又は鉱工業品。  
（旅行などの役務・サービスについては、対象となりません。）

② 以下の項目のいずれか一方を満たすこと。

ア 全都道府県の地域産品を1の都道府県あたり1品目以上提供すること。

イ いずれか1の都道府県内において、地域産品を販売する30以上の事業者が参加すること。

③ 全国の消費者に対して、地域産品を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。

④ 地域産品への交換に際し、交換する地域産品の在庫管理、受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

⑤ 提供する地域産品の採用基準が明確化されていること。

⑥ 提供する地域産品の商品リストを作成し、消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること。

⑦ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。

⑧ インターネットを利用可能なパソコン環境を用意するなど、事務局とのエコポイント交換業務に際し、別紙2に記載の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

⑨ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。

### <記載事項【申請書C】【申請書D】>

- ① 事業者名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 事業開始時期
- ③ 昨年の売上額
- ④ 商品の提供及び資金決済のフロー(生産者との関係、窓口申込やインターネット申込などの受付方法、商品発送方法等)
- ⑤ 提供する地域製品の採用基準
- ⑥ 交換商品として採択された際の全交換商品リスト案(交換商品名、商品ごとの交換エコポイント点数)
- ⑦ 通常のサービスとして提供している地域製品数、商品リストを閲覧可能なWEBページのURL(商品リストの送付でも可)
- ⑧ 実行可能な本事業への協力事項(告知活動など)

### <添付書類【全項目必須】>

- ① 現在の販売で用いている商品リスト(カタログ等)
- ② 商品提供に係る約款又はそれに代わる書面
- ③ 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー等)

### Ⅲ. 省エネ・環境配慮に優れた製品等提供事業者

環境分野の商品を提供し、交換を促すことで具体的な環境保全効果をもたらすとともに、省エネ・環境配慮製品市場の育成にも寄与することを目的として、省エネ・環境配慮に優れた製品やサービス(「環境配慮製品等」という。)を提供し、エコポイントと交換するプラットフォーム(複数の環境配慮製品等提供事業者が商品を販売できる基盤)を構築・運営する事業者を募集します。

応募は、申請書式Eにより行ってください。

#### <募集要件>

#### ① 提供する交換商品等が、以下の要件を満たすこと。

##### ア 構築するプラットフォーム

- ・複数事業者の省エネ・環境配慮に優れた商品やサービス(環境配慮製品等)を提供するものであり、省エネ・環境配慮商品市場の育成に寄与するものであること。
- ・原則として、幅広い商品群を扱うものであること。ただし、単一の商品群を扱うプラットフォームであっても、それが省エネ・環境配慮商品市場の育成を図る上で重要な先進性や独自性を有すると認められる場合には対象とする。

##### イ 交換商品等

- ・交換商品を選定するための環境面の基準が明確かつ妥当であり、それが公表されていること。
- ・交換商品群には、地球温暖化防止、廃棄物・リサイクル対策、自然環境の保全等の各種環境分野の対策に資する多様な商品等を含むこと。具体的には、以下の環境分野のうち少なくとも3つ以上にわたる30品目以上の環境配慮製品等を取り扱うとともに、各分野の製品等の割合についてバランスが取れており、ひとつの環境分野のカテゴリーに係る製品が商品数全体の半分を超えないこと。
  - 地球温暖化防止
  - リサイクル・廃棄対策
  - 自然保護・生物多様性保全
  - 森林の保全・緑化
  - 大気・水・土壌環境の保全
  - 化学物質対策
  - 総合環境政策 (環境教育・人材育成、グリーン購入)
  - その他環境保全
- ・交換商品等に環境保全効果が明確でない商品等が含まれないこと。
- ・交換商品等が環境寄附(カーボン・オフセットを含む)付きの商品等に限られないこと。

##### ウ カーボン・オフセット付きの商品等における、オフセットに用いられる削減・吸収量

- ・温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されていること。
- ・国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

(国外の二酸化炭素削減・吸収も対象とすることができます。)



- ② 販売する環境配慮製品等に関する情報をWEBや商品リスト等により提供していること。
- ③ 全国の消費者に対して、環境配慮製品等を迅速かつ確実に提供できる体制を有していること。
- ④ 環境配慮製品等への交換に際し、受注情報や送付先管理、納品・受領確認の事務を適切に行うことができること。
- ⑤ 個人情報保護に係る規定の整備、責任体制の構築その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ⑥ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。

#### <記載事項【申請書式E】>

- ① 事業者名、代表者氏名、所在地、設立年月、事業概要等
- ② 事業開始時期
- ③ 昨年の売上額
- ④ 商品の提供フロー(商品メーカーとの関係、窓口申込やインターネット申込などの受付方法、商品発送方法等)
- ⑤ 販売する環境配慮製品等の選定基準
- ⑥ 取扱い環境配慮製品等数
- ⑦ 交換商品として採択された際の全交換商品リスト案(交換商品名、対象環境分野、商品ごとの交換エコポイント点数)
- ⑧ WEBページのURL(商品リスト(カタログ等)の送付でも可)
- ⑨ 年間販売額、販売件数
- ⑩ 実行可能な本事業への協力事項(告知活動など)

#### <添付書類【全項目必須】>

- ① 現在の販売で用いている商品掲載カタログ
- ② 商品提供に係る約款又はそれに代わる書面
- ③ 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー等)

## 4. 募集期間等

### (1) 募集期間

7月6日(月)～7月23日(木)

※ 募集締切日当日の消印有効です。

### (2) 応募書類の提出方法・応募先

- ・申請書は、各様式をダウンロードしたうえで電子データとして作成し、所定の方法で事務局宛に送付してください。
- ・申請書は、郵送による提出(2部)を必須とします。また、電子メール環境をお持ちの方は、それに併せて、電子メールでも申請書データのご送付をお願いします。
- ・申請書を郵送する際は、必要となる添付書類を同封してください。

送付先: エコポイント交換商品等2次募集窓口 宛

住 所: 〒104-8689 郵便事業株式会社 京橋支店留

電子メールアドレス: item2@eco-points.jp (2次募集専用アドレス)

- (注1) 申請書提出の際は、必ず記入済みのチェックシートも添付してください。
- (注2) 電子メールで送付いただく申請書電子データには押印する必要はありません。
- (注3) 電子メールで送付する際の申請書のタイトルは「(2次募集申請)AAAA」(Aは団体名)としてください。
- (注4) 電子メールでの申請書電子データの提出が難しい場合は、申請書電子データを記録したCD-ROMを作成し申請書を郵送する際に同封いただいても結構です。
- (注5) 郵送による提出は書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。
- (注6) 郵送時の提出部数は2部です。
- (注7) 郵送する書類(添付意書類含む)は、事務処理の都合上、片面印刷(コピー)をお願いします。
- (注8) 募集期間内に提出書類が揃わなければ、審査の対象とならない場合があります

### (3) 問い合わせ先

グリーン家電エコポイント事務局 交換事業者窓口 0570—064—993

### (4) 今後の予定

応募いただいた商品券等及び事業者については、所要の書面審査等を経た後、事務局に設置している第三者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み評価を行った上で順次決定し、具体化していく予定です。

## 交換商品等提供事業者が行う環境寄附について

交換商品等提供事業者が行う環境寄附については、自ら寄付先を指定する場合と、指定なしの場合があります。

寄付先の団体についての考え方は以下のとおりです。

### (1) 寄附先を指定する場合

交換商品等を提供する事業者であって、交換商品の応募の際に、自ら、環境寄附の対象を指定した者は、以下の要件を満たすことを条件に、当該指定した寄付先(以下「指定寄付先」という。)を実際の寄付先とすることができます。現在指定されている団体が要件に合致しているかどうかについてご確認下さい。

- ア 指定寄付先が「寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。」等一定の要件を満たすこと。
- イ 交換商品等提供事業者が行う指定寄付先への寄付がこれまでに行った寄付に加えて、新規かつ追加的に行われるものであること。
- ウ 指定寄付先が、寄付を実施する環境商品等提供事業者と密接な関係を有し、寄付金が当該事業者に還流するものでないこと。
- エ 指定寄附先が要件のうちBについての要件を満たすものである場合、寄附の実施に先立ち、当該指定寄附先から制度上のクレジット管理者が発出するクレジット無効化の証明が提出されること、当該指定寄附先が「あんしんプロバイダー制度」等の第三者認証型のプロバイダー制度に参加していることその他の手段で指定寄附先のクレジット無効化が担保されていることを確認すること。

#### <※指定寄附先の要件>

##### A 一般寄附

##### ① 個別団体に係る要件

以下のア～エを全て満たすこと

- ア 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。
- イ 中間支援団体にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

##### 【活動ジャンル例】

- ・地球温暖化防止
- ・リサイクル・廃棄物対策
- ・自然保護・生物多様性保全

- ・森林の保全・緑化
- ・大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策
- ・環境教育・学習・人材育成
- ・グリーン購入 等

ウ NPO法人、一般社団、一般財団等の非営利団体又はこれに準ずる団体(※)であること。

※これに準ずる団体:下記を整備していること。

- － 定款・寄附行為に準ずる規約
- － 役員名簿
- － 決算書類(法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の3点)
- － 事業報告書(ホームページ等で広く事業報告を公開していること。)

エ 団体としての活動実績が2年以上あること。

## ② 助成もしくはトラスト等の団体に係る要件

・他の団体に対して助成を行う団体もしくは自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体であって、以下の要件を満たすものを寄附対象として選定する。

ア. 助成団体は①ア又はイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ. 助成もしくはトラスト団体としての活動実績が3年以上あること。

ウ. 客観的な基準及び方法により、助成対象団体もしくはトラスト実施地を選定していること。

## ③ ①②の団体に共通に求められる要件

ア. エコポイント事務局からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ. 団体としてのホームページを有し、活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局に報告を行うこと。

ウ. 特定の政治的ないしは宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ. 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

## B.カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの

・以下の要件を満たす活動を寄附対象(資金提供の対象)としていること。

ア. 温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。

イ. 国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

※国外の二酸化炭素削減・吸収も対象とすることができる。

ウ. 活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附金の提供者に報告を行うこと。

### 【対象活動例】

- ・太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策
- ・地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・中小企業等におけるボイラー更新、照明機器の更新などの省エネルギー対策

## (2) 寄附先について指定なしの場合

交換商品提供事業者に対し、以下のいずれかから選択されるよう後日依頼する予定です。

- ア 今後事務局が行う募集によって選定された寄付先団体リストから、交換商品提供事業者が個別の団体等を選択。
- イ 環境保全活動の分野(地球温暖化防止、自然環境・生物多様性保全等)のうちから選択をし、選択された分野内の団体等で寄付額を等分。
- ウ 交換商品提供事業者において、一切の選択を事務局に委ねる場合には、寄附額が別に定める一定額に達した団体等を除くすべての団体等で等分。

※環境寄附の寄附先団体については、現在募集中です。

## (3) 寄附の実施時期について

手続きの詳細は今後調整しますが、現段階の案としては以下のとおりです。

- ・毎年度末終了後、当該事業者が予め申告した寄附率を当該交換商品に交換されたエコポイントの総量に乗じて算出する。
- ・寄付先団体が決まっている場合には、交換商品事業者から寄付先団体へ直接寄付を行い、結果を事務局に通知する。
- ・それ以外の場合には、事務局が各事業者の寄附額を取りまとめ、寄付先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。

## 選定された事業者における留意事項

### (1) エコポイントの交換業務について

- ・交換事業者には、事務局が定めた交換事業者マニュアルに則って交換業務を行っていただく必要があります。

### (2) 交換事業者の登録手続き

- ・交換事業者には、事務局が別途定める様式の「交換事業者登録申請書」に所定の情報を記入のうえ登録手続きを行っていただきます
- ・また、事務局との間で、交換商品に関する取り決め書および個人情報保護に関する契約書を取り交わしていただきます。

### (3) 交換商品の登録手続きについて

- ・交換事業者決定後、速やかに(8月中旬)取り扱うエコポイント交換対象商品に関する情報(交換商品の画像、必要となるエコポイント数、受け取り方法等)を確定し、事務局へ提供していただきます。
- ・推進室及び事務局は、提供いただいた交換商品の内容が本事業の趣旨及び募集要件に即したものであるかの確認を行います。その結果、本事業の趣旨及び募集要件に反する交換商品と認定された場合、その交換商品を削除、或いは内容の変更に協力していただきます。
- ・事務局は、各交換事業者から提供された交換商品情報をとりまとめ、8月中を目処に公表しますので、交換事業者は事務局が案内する手続きに協力してください。  
(印刷した商品一覧の備え置きやWEB上でのリンクなど)。

- 参考情報 公式HPに公開された全商品リスト <http://eco-points.jp/EP/use/item.html>  
商品カタログ(ダイジェスト版) <http://eco-points.jp/EP/use/pdf/catalog01.pdf>

- 参考情報公式ホームページ<http://eco-points.jp>